

松江市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松江市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年松江市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、<u>ガス事業管理者</u>、交通事業管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>

(4) 略
3~5 略

(4) 略
3~5 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。